

## 《書評》

# 『危機管理とグローバル・ガバナンス』 峯川浩子\*編、川村仁子\*\*ほか著、芦書房、2024年

山口達也†

## 1. 概要

本書は、常葉大学法学部において2022年4月から7月にかけて開催された、一般財団法人ユーラシア財団 from Asia の寄付講座「危機管理とグローバル・ガバナンス：政府と地域共同体の協力に向けて」の講義内容を基礎とする。編者のはしがきによると、同講座の目標は、平和と安全を脅かすリスクのなかから、戦争リスク、災害リスク、サイバーリスク、科学技術リスクを取り上げ、それぞれの分野で活躍する講師陣によって多角的な講義を展開することにより、国家社会、地域社会、国際社会は迫りくる脅威にいかに対処すべきか、そしていかなる危機管理ネットワークと平和体制を構築していくべきかを思考させることであった。

本書は上記寄付講座の講義内容に基づきつつ、これを発展させた部分を含む。同じくはしがきによると、本書および同講座は次の基本的認識に立脚している。まず、冷戦終結後の世界では戦争リスクのみならず、自然災害・気候変動、サイバー攻撃、新たな感染症など多様な脅威が存在し、これらが国家、地域、国際レベルの安全に危機をもたらしているということである。次に、そういった脅威がある一方で、新たな資源と技術の組み合わせといった研究開発、そして災害、犯罪、感染症、事業などに関するあらゆるリスクを想定し、事前に対策を講じることで、人命や財産といった損失の低減や早期の復旧・復興を図ることもまた不可能ではないということである。編者によると、これらについて取り上げた本書によって「現代社会を取り巻く様々な危機と向き合うことの重要性を認識し、国内外で行われているリスクガバナンスの状況や課題についての知見を得る」ことができるという。

## 2. 構成と内容

本書は次のとおり計9つの章（論文）から成る。なお、立命館大学からは川村仁子国際関係学部教授が参加し、第8章の執筆を担当している。

第1章 杉村豪一「大学間交流による東アジアの国際強調の促進」

第2章 セバスティアン・マスロー「第二次安倍政権と米中対立：地政学的変容における日本

---

\* 常葉大学法学部教授

\*\* 立命館大学国際関係学部教授

† 立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員、國學院大学法学部兼任講師  
ty0913[at]fc.ritsumeai.ac.jp

の対外戦略の再編」

第3章 平川均「変わるアジアの国際経済構造と国際協力：『一帯一路』に注目して」

第4章 阿部郁男「日本と世界における災害に強い体制づくり」

第5章 今村文彦「災害リスク削減に向けた国際的な潮流と連携：東日本大震災の教訓を活かす」

第6章 峯川浩子「情報漏えいとリスク管理：プライバシー権と個人情報保護法による統制と保護」

第7章 志賀典之「知的財産法による技術情報資産の保護：特許法・営業秘密保護制度の概観と近時の話題から」

第8章 川村仁子「プロメテウスの松明：国際的な先端科学技術ガバナンスの課題と展望」

第9章 山口齊昭「医療・医薬品による被害者救済のためのガバナンス」

これらの章は、はしがきの記述も踏まえると、次のとおり4つにグループ化できると思われる。まず戦争リスク（アジアの政治・紛争リスク）については第1章、第2章および第3章が<sup>1</sup>、次いで災害リスクについては第4章および第5章が、第3に情報リスクについては第6章および第7章が、第4に科学技術リスクについては第8章および第9章がそれぞれ該当する。以下では、それぞれの内容について紹介する。

#### (1) 戦争リスク（アジアの政治・紛争リスク）

第1章では、東アジアにおける大学間交流がもたらす国際認識への影響が論じられる。本章では、現代国際社会における行為主体は「国家」のみでなく、民間企業やNGOなどの「非国家主体」も含まれるとの基本認識の下、また、欧州連合（EU）による「エラスムス計画」も念頭に置きつつ、市民による経済・文化的な交流が進展している日本、中国、韓国の3か国間の学生間交流を取り上げ、それが持つ国際認識への影響が考察されている。本章で紹介されるアンケート調査によると、留学経験が国際認識を友好的に変える一方で、協力可能性については楽観的な意見と慎重な意見が混在する。末尾では大学間交流が次世代の国際認識に与える影響を踏まえ、当該分野の研究およびその発展の重要性が主張されている。

第2章では、第2次安倍晋三政権（2012～2020年）が米中対立にどのように対応したかが論じられる。本章の指摘は概ね次のとおりである。第2次安倍政権は、中国の台頭に対抗するため、積極的な外交・安全保障戦略を展開し、インド太平洋地域でのリーダーシップを強化した。特に、米国との連携を強化し、集団的自衛権の行使を容認する政策転換を推進した。もっとも、中国と間でも「戦略的互惠関係」の名の下での経済協力を進め、関係改善を図ったが、他方で日米豪印の4か国協力や「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）構想によって中国の影響力を抑制しようとした。末尾では、第2次安倍政権は米中対立の中で日本の立場を再定義し、外交戦略を積極的に改革した

<sup>1</sup> 国境を超えた大学間交流を取り上げた第1章を戦争リスクに含めることはいささか強引かもしれない。しかし、国際レベルの市民的連帯による戦争・紛争・抗争の抑止ないし平和の構築はよく知られたところである。例えば、同章でも言及される「エラスムス計画」は欧州における学生・教員の交流を促進する欧州連合（EU）のプログラムであるところ、そこには欧州各国の結合の促進といった理念が含まれる。そして、同計画の名に刻まれるD・エラスムスは、その主著の1つである『平和の訴え』などでも表明されているとおり、欧州の平和を希求していた。したがって、上記の理解に特段の問題はないだろう。

が、それがインド太平洋地域において平和と安全をもたらすか、あるいは軍拡競争と危機的状況を招くかについて、現時点では判断できないと結論される。

第3章では、アジアの国際経済構造の変化と協力の重要性について論じられる。21世紀に入り米国中心の世界経済秩序が揺らぐとともに、アジアを代表する国は日本から中国に代わり、そしてアジアが世界最大の経済圏となった。ここで特に取り上げられるのは、中国の「一帯一路」構想(BRI)である。BRIは中国が各国との経済連携を通じて、同国の経済成長と国際的影響力を強化する政策である。しかし、本章によると、米中貿易戦争や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が国際社会に大きな影響を与える中で、BRIには過剰貸付や透明性の欠如といった問題がある。他方で、中国が優位性を獲得しつつあるデジタル技術とインフラ整備などの供給を通じて「デジタルシルクロード」を加速させていく可能性もまた存在する。結びでは、BRIと第2次安倍政権下で提唱されたFOIPが中国と米欧との対抗軸となっているとしつつ、それらのあいだの協力関係が地域の発展をもたらす可能性が言及される。

## (2) 災害リスク

第4章では、災害に強い体制づくりの必要性が論じられる。本章ではまず、社会の防御力を越えた自然現象が「災害」を引き起こすと指摘し、その例として2011年3月11日に発生した東日本大震災の津波が取り上げられる。次いで「グローバルとローカル」という観点から、災害の影響は地域の防御力に依存するとともに、地球規模の災害には国際協力が必要であると強調され、続けて「グローバルな災害に備えた体制づくり」として情報通信技術(ICT)と国際協力の重要性と、「ローカルな災害に備えた体制づくり」として市区町村単位での災害情報提供と地域ごとのリスク対応の重要性がそれぞれ論じられる。そのうえで、災害に備えるためには、このようなグローバルとローカルの協力が不可欠であると指摘され、末尾では、IT技術を駆使した体制構築や、南海トラフ地震に備えた体制見直しの必要性が主張されている。

第5章では、災害リスク削減に向けた国際的な取り組みと東日本大震災の教訓が論じられる。まず、日本は自然災害に頻繁に見舞われる国であるため、防災・減災の取り組みが非常に重要であるとしつつ、「災害対応サイクル」(事前、事中、事後に何をしなければならないかを整理する概念)、地震発生のスーパースイクル、津波警報システムのメカニズムがそれぞれ紹介される。しかし東日本大震災では、規模の大きさや、地震、津波、原発事故が複合的に影響したことで、社会が災害対応の能力的限界や遅れに直面したとする。次いで、「災害への対応」は、国連のアジェンダにあるとおり「開発と環境保全」、「気候変動への対応」と共に地球規模の課題であるとし、仙台防災枠組、持続可能な開発目標(SDGs)、気候変動に関するパリ協定などの例を挙げつつ、防災に関わる国際協力と標準化が不可欠であると述べられる。結びでは、東日本大震災の教訓を活かし、ICTなどの技術の強化と国際協力によって災害リスク削減を進めることの重要性が主張されている。

## (3) 情報・事業リスク

第6章では、ICT技術の発展に伴う情報漏洩とリスク管理について論じられる。現代社会では個人情報や企業情報が広範囲に流通する一方で漏洩事件が頻発し、企業にとっては社会的信用や金銭的損失、法的責任を招く重大なリスクとなっている。本章ではまず、個人情報の保護については、個人情報保護法とプライバシー権が重要な役割を果たしていることが指摘される。そのうえで、日本では2003



年に個人情報保護法が成立し、時代状況に応じて改正が加えられていると述べられる。続いて、個人情報の取り扱いに関わるプライバシー権は「自己情報コントロール権」として現代社会の重要な部分を占めているとしつつ、国際レベルでは OECD がプライバシー保護のガイドラインを策定し、各国はこれに基づき法律を整備していると述べられる。末尾では、個人情報保護には技術的手段と法的枠組みの両方が重要であり、企業や政府はこれらを両立させる必要があると主張されている。

第7章では、技術情報の保護に関する知的財産法のうち特許法と営業秘密保護法が取り上げられるとともに、企業に求められる知財戦略の必要性が論じられる。本章によると、まず知的財産法は技術情報や創作物を保護するための法的枠組みであるところ、そのうち特許法は主に技術情報を保護するために制定されたもので、新規性や進歩性などの要件を満たす「発明」を法的保護の対象とする。また、営業秘密保護法は不正競争防止法（不競法）に含まれる制度であるところ、特許を取得していない技術情報を保護し、不正競争を防ぐ役割を果たしている。日本において営業秘密保護の制度は元々一般民法によって対応されていたが、GATT ウルグアイラウンド交渉における問題を受けて1999年に不競法に導入され、差止請求権や刑事罰も規定された。末尾では、経済安全保障の観点を考慮した技術情報の特許化と、営業秘密の選択についてのより精緻な知財戦略が企業にも求められる状況になったと指摘されている。

#### (4) 科学技術リスク

第8章では、先端技術の発展とそのガバナンスの必要性について論じられる。本章によると、プロメテウスの神話の如く、AI、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、宇宙技術などの先端科学技術は社会生活を豊かにする一方で、深刻なリスクも伴っている（希望と脅威の両義性）。例えば、軍民両用技術やAIについては、プライバシー侵害などのリスクが指摘されていることから、適正なガバナンスの構築が不可欠である。先端科学技術ガバナンスの現状については科学研究の自由が認められつつも、人権や倫理に基づく制約が設定されリスク評価や倫理審査が行われているとしたうえで、例えば商業化・実用化に伴うEUの厳格な法的規制（知的財産権、製品安全）のように技術開発に対する規範的な歯止めが必要であることが強調される。また国際的なガバナンスの例として安全保障分野における核兵器不拡散条約（NPT）や化学兵器禁止条約（CWC）が取り上げられ、それらが技術拡散を防ぎ、科学技術の平和利用を促進している点も指摘される。むすびでは、技術開発とリスク管理を両立させるための国際的協力と倫理的規制の必要性、ならびに技術利用に関わる人間の「選択」の重要性が強調されている。

第9章では、医療被害救済制度の現状と課題、特に無過失補償制度の必要性が論じられる。本章によると、現在の日本には予防接種や医薬品の副作用、産科医療に関する救済制度は存在するが、医療事故一般に関する制度は整備されていないため、被害者は裁判を通じて賠償を求める必要があり、過失の立証の難しさや時間・コストといった問題があるとする。しかし、フランスなどの欧州各国で既に導入されている無過失補償制度は、過失を問わず医療事故の被害者に補償を行う制度で、迅速な救済を提供し、医療機関と患者の対立を避ける効果があるとする。そのため、日本でも医療事故につき目的の異なる調査（医療安全）と補償（被害者救済）を制度的にいかに関係させるかという課題はあるものの、同制度導入の必要性が主張されているとする。リスク社会における法および制度と題する最終章では、リスクを現代社会の豊かさと表裏のものとしつつ、「結果回避」ではなく「リスクの抑止」のための責任制度と、「リスクの受容」のための補償制度をうまく組み合わせ

せることの必要性が主張されている。

### 3. 論評

本書の性格ないし位置づけについては、次のとおり複数の側面から指摘できる。第1に成果文書的性格である。既述のとおり、本書は常葉大学において行われた寄付講座の授業内容を母体とする。したがって、本書は教育と研究に関わる一プロジェクトとしての寄付講座の成果文書として位置づけられる。貴重な機会である本講座の成果を書籍化（テキスト化）したことは、出資者である財団に対する説明責任を果たすという点だけでなく、受講生以外の多くの読者の目に触れる機会を提供している点でも大きな意義が認められる。さらに、はしがきによると本書には授業内容を発展させた内容も含まれるとのことであるが、研究と教育の相互作用という観点に立てば、それも含めて本講座の貴重な成果ということが出来る（このような発展的側面は第2の点にも通ずる）。

第2に授業を担当した各講師による研究のダイジェスト版的性格である。本書では『危機管理とグローバル・ガバナンス』というタイトルのとおり、リスクの認識と対応・管理がメインテーマに据えられ、戦争リスク、災害リスク、情報・事業リスク、科学技術リスクに関する事項がそれぞれ論じられている。各グループや各章のあいだの結びつきはそれほど強固でないものの、多くの章で各講師によるこれまでの研究や論文の内容が簡潔かつ平易に記述、紹介されている。したがって、本書には各講師ないし各分野による研究のダイジェスト版としての性格が認められる。それゆえ、興味関心が喚起される章があれば、それを一種のマップとして用いつつ、その基礎にある論文や参考文献を渉猟することで、各テーマに関するより一層の理解が得られると思われる。

第3に分野横断的性格である。本書は法学者、政治学者、国際関係学者、災害学者など、専門分野を異にする執筆陣の論文から成るもので、そこで取り扱われる事柄も様々である。このような分野横断的ないし越境的・多角的な検討は、本書のようなテーマを扱う場合には必要不可欠と思われる。危機やリスクは特定の専門分野や対象領域を超えて現れるものであって、また、現実の問題やその原因もしばしば要素複合的であるから、その対応に当たっては、各学問領域において産出された知を分野横断的に集積・整理したうえで現実的な解決策を設計・実施するという総合的なアプローチ、ならびにそれを可能にするガバナンスが必要となる。このことは本書でも取り上げられる東日本大震災、COVID-19、平和安全法制、ウクライナ紛争などの昨今の事例を見ても明らかである。したがって、既存の「ディシプリン」を超えて、危機ないしリスクへの対応・管理のためのガバナンス研究を行うことには大きな意義が認められる。

その反面、本書ではテーマに関し書籍全体にわたって貫徹される概念、認識枠組み、方法論などへの言及はほとんどなく（もっとも、一部の章には「リスク社会」とは何かなど、個々のテーマを超えた記述がある）、その中で様々な対象・事柄について各執筆者が独自に論じているために、結果的に各章ごとの個性や特殊性が強くなってしまっている。それゆえ、全体を通して断片的な感があることは否めず、取り上げられる対象や専門分野の間の比較・関連性・連携についても若干見えにくい部分がある<sup>2</sup>。しかしこの点については積極的に評価できるところとの表裏の関係、すなわ

<sup>2</sup> 例えば、全体を通じて「先端科学技術（およびその利用）」という観点をより押し出しても良かったのではないかな。なぜなら、本書評では便宜的に一部の章を科学技術リスクに関するものとしてグループ化したものの、他の章の内容も先端科学技術が深く関わっているからである。第8章および第9章で述べられるとおり、科学技術は希望と脅威という両義性を持ち、またリスク社会は現代社会の豊かさ<sup>あざな</sup>と表裏一体のものである。まさに「禍福は糾える縄の

ち、専門分化が著しく進んだ現代社会の学術システムにおいて分野横断的に研究ないし教育に関する事業を進めることの「適切性」と「困難性」という観点から、両義的に捉える必要がある。むしろ、各専門分野の固有の性格や限界も踏まえつつ、解決に向けた総合的なアプローチを講ずるための、そしてそれを可能にするガバナンスを構築するための条件に関わる一般的かつ基礎的な論点の模索については、読み手に託された「宿題」と理解することでよいと思う。その意味で本書は、豊富な事例と様々な観点ないし専門知を通じて、危機やリスクに関する問題の解決に向けた社会的な協働のあり方に関するヒントあるいは示唆を少なからず与えてくれる。

---

如し」であり、我々はこの禍と福の部分をも十分に理解しつつ、社会を規範的に「操舵 (*kubernân, gubernare*)」していく必要に迫られているのではないだろうか。